

提言 農業担い手育成事業の充実を目指して

提言の背景・趣旨

農業は町の基幹産業であり、その振興により町全体を守るという大きな役割を持っていますが、農業従事者の減少や高齢化などが持続的発展の大きな弊害となっています。

議会では、令和元年7月の町民と議会の対話の集いにおいて西川町農業担い手育成協議会の方々から様々なご意見をいただきました。さらに、今年度実施した行政評価（事務事業評価）において令和元年度農業振興担い手育成事業の評価を行い、本事業の重要性を強く認識するとともに、その実績と課題等を確認したところです。

これらのことを踏まえ、本町における農業担い手育成事業をさらに充実させ、農業のみならず町民の生活全体を守るべく、事業展開を図る必要があると考えます。

提言内容

本町における農業の担い手育成事業を推進するためには、経営的なサポートのみならず、就農・営農の上で障壁となり得る課題の解消を重視した取り組みが必要です。

さらに、本町の農業を守り、育て、発展させるためには、町民全体が農業の必要性を理解し、もっと身近なものとして認識してもらうための、全世代に対する様々な取り組みが必要です。

以上のことを踏まえ、次のとおり提言します。

1 新規就農の受入態勢整備

本町における就農者に対する支援は、国の就農対策にかかる施策もあり比較的充実しているものと思われる。

しかしながら、本町で新たに農業に取り組もうとする方にとって、一定規模の農地を確保することが特に大きな課題となっている。そこには様々な問題が内在し、当事者間での協議だけでは解決することに困難な点がある。そこで、新規就農の受入態勢を整備し、合意形成を促進するための取り組みを実施する。

(1) 地域全体での取り組み

営農座談会や地域活性化の取り組みとして、新規就農者と農地の所有者など地域全体が農業・農地に対する意識や希望、要望などを共有するとともに、農地中間管理機構の活用を図る取り組みなどを町やJAが積極的に推進する。

(2) 農業施設や機械の継承推進

後継者がいないために遊休地となっている農地が町内に点在している。その対応として前述の地域全体での取り組みとともに、農業施設等の資産についても所有者と新規就農者とのマッチング等を行うシステムを町が構築し、地域で運用する。

(3) 総合的なサポート

新規就農の場合、起業する場合と同様に経営基盤の整備、確立を重視しつつ、自らの生活基盤も考えなければならない。そのためには営農指導などのサポートに加え、所得確保を考慮した支援体制が必要であり、関係各課、機関が連携した総合的なサポート体制を構築する。

2 法人化による就農者の確保

国内では異業種による農業参入が進んでおり、本町での新規就農の場合も、個人による自営農業者のほか、受託組合など法人による雇用農業者も選択肢の一つとなっている。農業の法人化によって、雇用されて農業に従事する人を確保し、5年後、10年後の後継者を育成するとともに、その後の独立による自営農業者の増加につながる事が期待されるほか、広範囲に点在する農地の活用にも面的な対応が可能となる。そのための取組みに対し関係団体等によるサポート組織を立ち上げて支援する。

(1) 異業種参入の推進

町では意欲のある新規就農者に対する支援体制を整えている。この考え方を広げて、農業以外の事業者が農業に参入する際の相談や支援体制をこれまで以上に整えるとともに、参入による新規雇用の創出も推進する。

(2) 地域とのマッチングの推進

単独での運営が困難になってきている地域の営農組織と参入希望の事業者とのマッチングなどを行う。

(3) 法人設立・運営への支援

農業に関すること以外の、法人として必要な資金調達や労務管理など法人の設立や運営などに必要な経営ノウハウの指導についてもサポートする。

3 就農意識啓発の推進

農業者の減少に伴い、子どもたちが仕事として農業を意識する機会が大幅に減少している。小学校では学校付近の水田を借りて5年生が米づくりを行い、田植えや稲刈りのほか米に関する学習も行っているが、その後、自らの生業として農業と向き合うような機会はないものと思われる。そこで、学校教育並びに生涯学習の分野において、営農や就農を意識する契機となるような取組みを実施する。

(1) 学校教育における取組み

学校教育において、農業による食糧確保や環境保全を学ぶことは非常に重要である。小学校5年生の米づくりは非常に大切な学習であることから今後も継続する。それと並行して実施されている学習活動の様子や成果発表を町の広報紙やホームページなどで積極的に紹介し、町民全体で情報を共有する。

中学生は特に自らの進路について考える時期であることから、認定農業者や農業法人の方々を講師とした職業講話や、総合学習の選択肢の中に農業を加え、就農体験や営農学習などに取り組む。

(2) 生涯学習における取組み

生涯学習課や政策推進課、産業振興課の連携により、現在の少年少女自然塾、または自然教育学習センターなど既存の取組みの一環として農業体験を取り入れる。

その運営にあたっては、参加者が年間を通じて農業を経験する内容とするため、農業関係団体や民間業者などからその企画提案を募集して事業を委託する。